

入札説明書

奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務
(東亜ディーケーケー(株)製機器)

令和2年3月

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課

入札説明書

奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務（東亜ディーケーケー(株)製機器）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この説明において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記第5の1に掲げる者に説明を求めることができる。

第1 公告日 令和2年3月2日

第2 競争入札に付する業務の内容

1 業務の名称

奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務（東亜ディーケーケー(株)製機器）

2 業務の仕様等

奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務（東亜ディーケーケー(株)製機器）仕様書によるものとする。

3 業務期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

4 発注課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課

TEL：0742-27-8734

5 業務の場所

奈良県大気汚染測定局

※詳細は、奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務（東亜ディーケーケー(株)製機器）仕様書によるものとする。

6 入札方法

入札は、奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務（東亜ディーケーケー(株)製機器）一式の総額で行います。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1および2に該当する者がこの入札に参加することができます。

1 次に掲げる(1)から(7)までに該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開

始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。
(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
 - (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
 - (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年奈良県告示第425号)による競争入札参加有資格者で、営業種目E2理化学・計測機器で登録している者であること。
 - (7) 東亜ディーケーケー(株)製の大気常時監視測定機器について、過去5年間(平成27年度から令和元年度)で国または地方公共団体と大気汚染測定局定期点検委託業務契約の実績を有していること。
- 2 第4に掲げる申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、奈良県の競争入札について参加停止とされていない者であること。

第4 競争入札参加資格の確認の手続

この業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1。以下「申請書」という。)に第3の1の(7)に該当することを証する受託実績リスト(別紙様式2。以下「資料」という。)を添えて知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

1 入札説明書、申請書及び資料の様式の配布

(1) 期間

令和2年3月2日(月)から令和2年3月11日(水)まで(奈良県の休日を含める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)に定める休日を除きます。)の9時から15時まで(12時から13時までを除く)とする。

(2) 場所

奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課(奈良県庁主棟2階)

2 申請書及び資料の受付

(1) 期間

令和2年3月2日(月)から令和2年3月12日(木)まで(奈良県の休日を含める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)に定める休日を除きます。)の9時から15時まで(12時から13時までを除く)とする。

(2) 場所

奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課(奈良県庁主棟2階)

(3) 申請書及び資料を郵送する場合は、受付期間内に受付場所に確実に到着するようにしてください。

(4) 提出部数は、各1部とします。

(5) 申請書及び資料を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書及び資料の記載事項を証明する書類等の提出を求めることがあります。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認結果は、令和2年3月18日(水)までに通知します。

4 その他

- (1) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された申請書及び資料は、返却しません。

第5 入札場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良県庁主棟 2 階）
TEL：0742-27-8734
- 2 質問の受付
この競争に関する質問受付は、令和2年3月10日(火)15時までとする。
(質問内容を記載した書面を持参するか、FAX (0742-22-1668) にて提出下さい。)
- 3 2の質問に対する回答
この競争に関する質問の回答は、令和2年3月16日(月)までに行います。
- 4 入札書の提出場所及び開札の日時及び場所
令和2年3月27日(金)午前10時30分
奈良市登大路町 30 番地
奈良県庁主棟 6 階 入札室
- 5 入札は、持参した場合に限り受け付けます。
- 6 知事が競争入札参加資格のあることを確認した旨の通知書またはその写しを持参して下さい。
- 7 入札回数は、2回までとします。

第6 その他

- 1 入札保証金
奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）第4条第1項の規定によります。
- 2 契約保証金
契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者）に該当する場合は、免除します。
- 3 入札者に要求される事項
 - (1) 入札者は、所定の入札書（別紙様式3）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
 - (2) 代理人が入札する場合は、その委任状（別紙様式4）を入札と同時に提出してください。その場合、入札書には代理人の記名押印が必要です。
 - (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 4 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) この入札説明書に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 入札書に記名押印を欠く入札

- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。
- (3) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から5日以内（特別の理由により必要があると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとしします。従って、上記第6の2で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに必ず、それを証明する書類を提出してください。なお、落札者は、必ず内訳金額明細書を契約書に添付してください。

6 契約書作成の要否 要します

7 落札決定及び契約締結

この入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る奈良県予算の成立を条件とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。

- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者
をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、
奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の
相手方がこれに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「7 契約の不締結」のアからキまでのい
ずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行にあつて、
暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を
本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解
除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければな
りません。

また、提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵があ
る場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認めら
れる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。落
札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県物品購
入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止を受けた場合は、
契約を締結しません。

10 その他

詳細については、奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務（東亜ディーケーケ
ー(株)製機器）仕様書によるものとする。

別紙様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代表者名

印

奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務（東亜ディーケーケー(株)製機器）に係る一般競争入札に参加する資格について、確認されたく、別添の書類を添えて申請します。
なおこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

受託実績リスト

委託元	契約名	契約期間

※記入欄が不足する場合は、必要事項を記載した用紙を添付してください。
※受託実績が確認できる書類（契約書及び履行証明書等）の写しを添付してください。

入 札 書

金										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

但し、業務名 奈良県大気汚染測定局定期点検委託業務(東亜ディーケーケー(株)製機器)

入札保証金 円

うち現金 円

代用証券 円 (内訳別紙明細書のとおり)

上記のとおり入札します。

年 月 日

奈良県知事 殿

入札者 住 所

氏 名

(代理人

印

印)

